

昭島市立東小学校 いじめ防止基本方針

令和4年4月1日

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめ防止対策推進法の施行を受け、第13条の規定にもあるように、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務付けられており、本校の児童一人一人が安心した学校生活を送ることができるよう、学校いじめ防止基本方針を策定した。

1 いじめとは

「いじめ」とは、本校の児童に対し、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であり、これらの行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの未然防止

《学校全体》

- ① 全校朝会等で校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ③ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)
- ④ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、教職員間の共通理解を図り、実践力を高める。
 - ・ 児童がいつでも誰にでも相談できる校内体制の充実を図る。
 - ・ セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等でネット上のいじめ防止のための啓発活動を行う。
 - ・ 「いじめ問題」の解決に向け、学校・家庭・地域の連携の必要性を、学校便り、道徳授業地区公開講座、学校評議員会等で伝え、理解と協力をお願いする。

《学級担任等》

- ① 「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ② 児童一人一人が学級の一員として自覚できるような学級経営に努め、児童との信頼関係を築く。
- ③ 児童が学級のルールを守ることができるよう、規範意識の醸成に努める。
- ④ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育の充実を図る。
- ⑥ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

3 早期発見のための措置

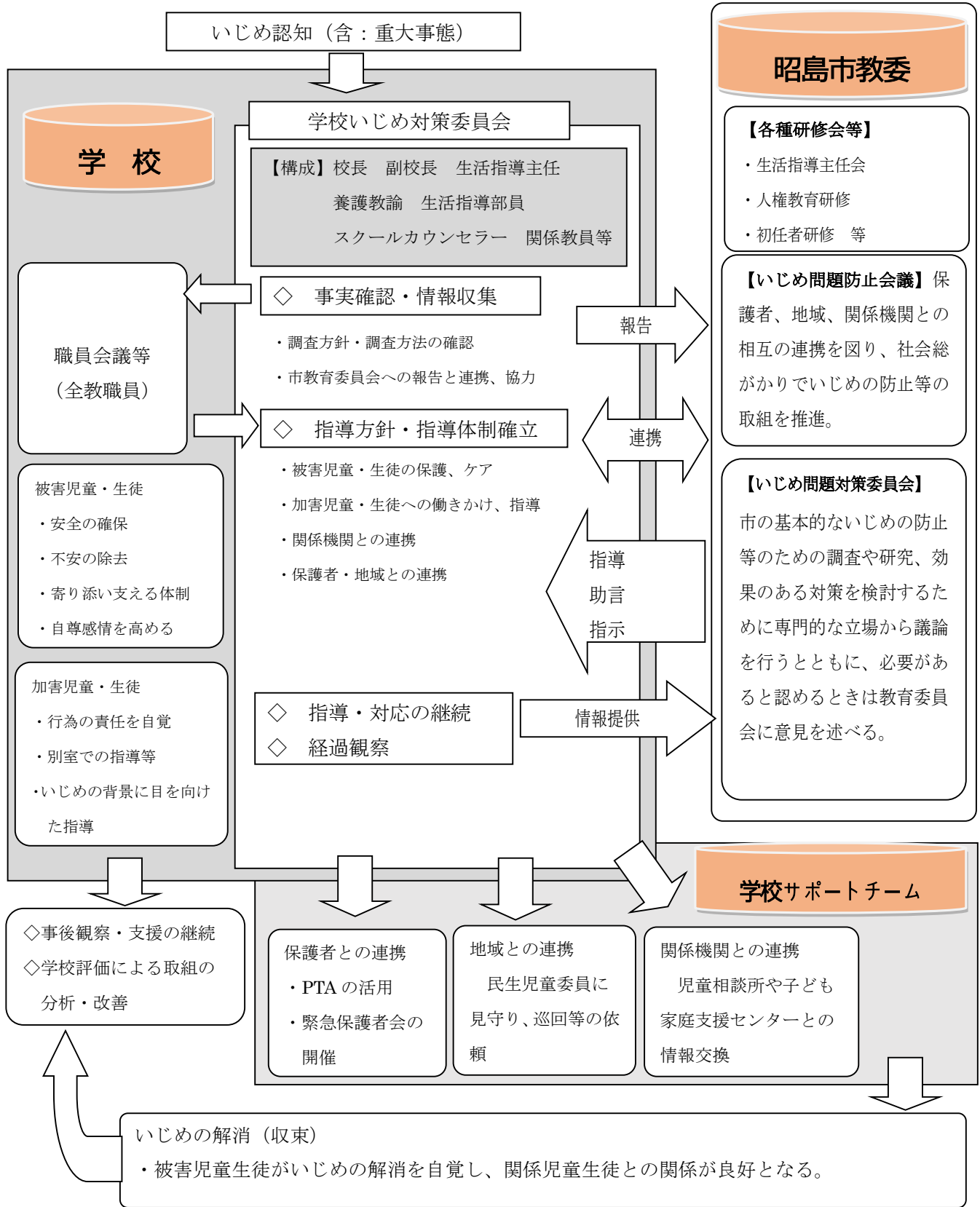
《学校全体》

- ① 6月・9月・11月にいじめに関するアンケート調査を実施し、その結果を「学校いじめ対策委員会」で分析して、学校としての対応や取組を協議する。
- ② 児童・生徒及びその保護者が、いじめに関する相談を行うことができる体制を整備し、保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口等について周知する。
- ③ 全教職員で、日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童・生徒が示す小さな変化を見逃さないようにするとともに、気付いたことを共有する場を設ける。(休み時間・放課後の児童・生徒との雑談や行動観察、日記等の活用等)
- ④ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、保護者からも情報を収集する。

4 いじめに対する措置（※別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動）

- 早期対応
校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、副校長、主幹、生活指導部、養護教諭、スクールカウンセラーとする。
- ① 「いじめ対策委員会」に情報を集め、対応を判断する
 - ・ いじめの情報を受けたときは、「いじめ対策委員会」が迅速かつ正確な情報把握に努める。
 - ・ 把握した情報に基づき、教職員の役割分担を明確にして、対応方針を決定する。
- ② 被害児童・加害児童・生徒、周囲の児童・生徒への指導・支援体制を組む
 - ・ 被害児童の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
 - ・ 加害児童・生徒に対する組織的・継続的な観察や指導を行う。
 - ・ いじめを報告した児童・生徒の安全を確保するための取組を徹底する
- ③ 教育委員会・関係機関との連携を進める
 - ・ 「いじめ対策委員会」を通じて、昭島市教育委員会に報告し、情報を共有するとともに、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察関係者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
 - ・ 「いじめ対策委員会」を通じて、教育相談室や警察署、児童相談所等関係諸機関と情報を共有し、対応策を協議する。
- ④ 保護者・地域と連携して早期解決に向け協力を依頼する
 - ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
 - ・ PTAと連携したり、地域の方々に協力を依頼したりする等の具体的な取組を通して、保護者に働きかけるとともに、多くの大人に見守られているという安心感を児童に与える。
- 重大事態への対処
- ① 重大事態の発生を昭島市教育委員会に速やかに報告し、教育委員会の指導・支援の下、一体となって対応に当たる。
- ② 昭島市教育委員会の指導・支援の下、いじめ対策委員会により、事実関係を明確にするための調査や該当児童・生徒、保護者等への対応等に当たる。

5 「組織的ないじめ防止及び対応等の流れ」



重大事態に関する事項

1 重大事態の定義

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

法第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同行の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

2 重大事態の意味

(1) 「いじめにより」

法第 28 条各号に規定する児童・生徒の状況に至る要因が、当該児童・生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

(2) 「生命、心身または財産に重大な被害」

いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断する。

(例)

- ・児童・生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(3) 「相当の期間」

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日間を目安とするが、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査する必要がある。

(4) 児童・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態といえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと捉え、報告・調査にあたる必要がある。